

こんな相談ありました

事例 1 電子マネーで支払わせるアダルトサイトの請求

スマートフォンで、無料だと思ったアダルトサイトに入り「18歳以上」をタップしたところ、入会金として、約10万円の請求画面が出た。あわてて「退会はこちら」をタップすると業者に電話がつながり、「退会には20万円が必要。コンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、その番号を教えるように」と言われた。コンビニで購入し、業者に番号を教えた。しかし、その後も「データを消すために20万円払え」などとしてく電話で請求がある。

- 電子マネー(プリペイドカード等)を購入してそのカード番号を伝えるよう要求されるトラブルが多くなっています。
- プリペイドカードとは、事前にバリュー(価値)をチャージ(購入)することで、商品やサービスの支払いとして利用できるものです。
- カード番号を業者に伝えたり、指示された番号にチャージすると、取り戻すのは困難になりますので、安易に業者に連絡しないようにしましょう。

事例 2 遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘に注意

「今契約しているプロバイダより、必ず安くなるから乗り換えませんか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話による指示に従い、パソコンでプロバイダのホームページ画面を開くと、遠隔操作でプロバイダの変更が行われた。変更後、これまで契約していたプロバイダの料金を確認すると、新しい契約先のほうが高額になることが分かった。解約を申し出たが「きちんと説明している。解約には、違約金1万5千円がかかる」とのこと。

- 電話で大手電話会社名をかたるなどして、インターネットに接続するためのプロバイダ契約の変更を持ちかけ、遠隔操作で設定変更をする勧誘方法に関する相談が急増しています。
- 「今より安くなる」などと勧誘されても、契約前に契約内容に関する書面を求め、はっきり理解できなければ、承諾しないでください。
- プロバイダ等の契約は、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

事例 3 突然の警告表示に注意

検索サイトを見ていたときに、画面の右側にピカピカと光る警告のようなものが表示された。そこには、「パソコンにエラーがあるので、無料ソフトをダウンロードするように」と記されていたのでダウンロードすると、次に「修復には有料で登録する必要がある」という画面が出た。すぐに画面を閉じたが、パソコンを立ち上げるたびに警告画面が表示される。

- パソコン操作中に突然現れる警告表示は、本当の危険やエラー等を知らせるものだけとは限らず、消費者の不安をあおり、ソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性があります。信頼できる表示かどうか分からない場合には、クリックしないようにしましょう。
- 広告等の警告表示が出る原因の一つとして、パソコンのOS(基本ソフト)やアプリケーションが最新の状態でない場合に、意図せず警告を表示させるプログラムなどが埋め込まれることが考えられます。常に最新の状態に保ちましょう。

回覧

平成27年 春号

No.120

消費生活情報誌

かいじ号



5月は消費者月間です!!

みんなをつくらう! 消費者が主役の社会!!

消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向けて、消費者、消費者団体、事業者、行政が連携していくことが重要です。

山梨県では、期間中は右記のとおり、消費生活に関する展示やDVDの放映を行いますので、ぜひ、ご来場ください。

また、来所や電話での相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

場 所	県防災新館1F	県民生活センター
期 間	5/19(木)~29(金)	5/1(金)~29(金)
内 容	啓発用DVDの放映	
	啓発パンフレット等の配布	
	パネルの展示 など	

●山梨県県民生活センター TEL:055-235-8455

相談時間:8:30~17:00(平日)

※土日は国民生活センターで受け付けております。

●国民生活センター TEL:0570-064-370

相談時間:9:00~16:00



出前講座をご利用ください みなさまのもとへ おうかがいします

◎県民生活センターでは、消費生活に関する最新の情報や、消費者被害に遭わないポイントなどをわかりやすくお話しする「出前講座」を実施しています。

◎ご近所、お友達などグループの活動や、学校の授業などのニーズに合わせて、無料で講師を派遣します。

◎講師の話に加え、DVDやパワーポイントを使っての講座もあります。

◎まずは電話またはホームページからお申し込みください。

TEL:055-223-1571 <https://www.pref.yamanashi.jp/kenminskt-c>

出前講座の活用例



老人会
女性の会
町内のお茶会
無尽会

- ◎最近の悪質商法の傾向
- ◎インターネットトラブル
- ◎家庭内の製品事故
- ◎クーリングオフの方法



民生委員
介護福祉士
ケアマネジャー
ヘルパー
看護師

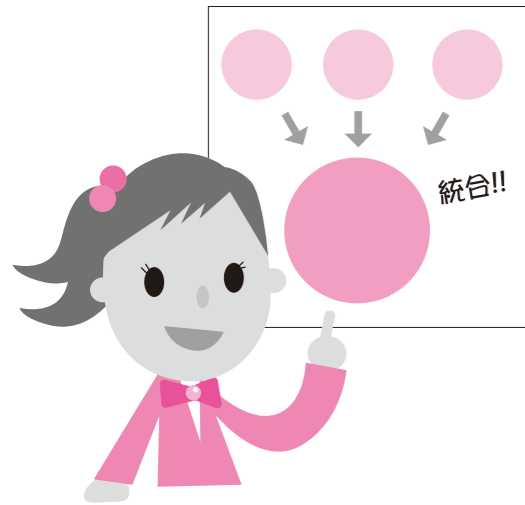
- ◎高齢者の契約トラブル
- ◎成年後見制度の活用
- ◎悪質商法の未然防止
~見守りの視点から~



児童、生徒、
学生、教職員、
PTA、保護者会

- ◎親子で学ぶインターネット・スマホトラブル
- ◎若者に多い消費トラブル
- ◎社会への巣立ち教室

食品表示法が施行されました!



食品の表示については、今まで食品衛生法、JAS法及び健康増進法という目的の異なる3つの法律にそれぞれ表示ルールが定められていたため、制度が複雑で分かりにくいものとなっていました。このため、この3法の食品の表示に関する規定を統合した、包括的かつ一元的な制度として、平成27年4月1日に「食品表示法」が施行されました。

これにより、食品表示は、食品の安全性を確保して、消費者が自ら食品を合理的に選択できるように義務づけられ、整合性の取れた表示基準で、消費者、事業者の双方にとってわかりやすい表示となりました。なお、加工食品と添加物は5年間、生鮮食品は1年6か月の間、以前の制度に基づく表示を認めるという猶予期間を設けることとしています。

具体的なルールは、「食品表示基準」に定められています。食品表示基準は、これまで3法の下に定められていた58本の表示基準を1本に統合したものです。

主な変更点の紹介

アレルギー表示が変わりました! (それぞれの例の下線部がアレルギー表示です。)

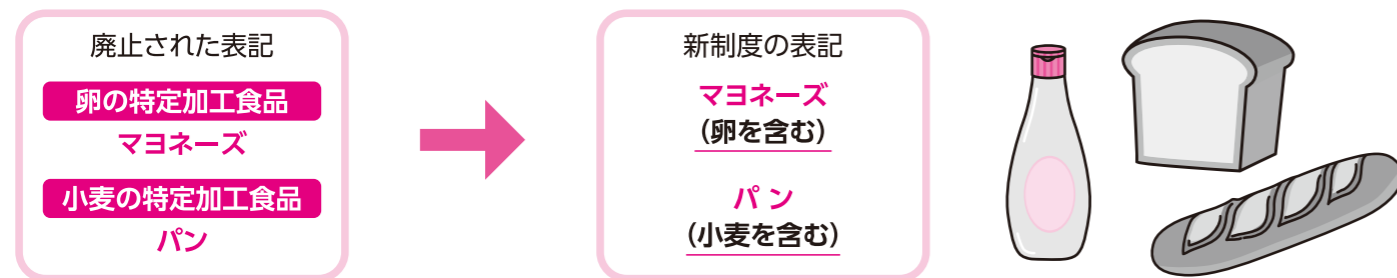
- 個別表記を原則とし、例外的に一括表示を可能としました。

個別表記の例

原材料名	準チョコレート(パーム油(大豆を含む)、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング(牛肉を含む)、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料

- 特定加工食品(表記として特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきたもの)の表記が廃止され、新制度では、これらの食品についてもアレルギー表示がされるようになりました。

特定加工食品の例



- 一括表示をする場合は、使用された全てのアレルギー成分がまとめて表示されます。

一括表示の例

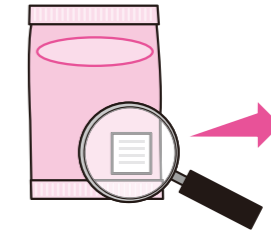
原材料名	準チョコレート(パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、(一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆を含む)
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料(一部に大豆・乳成分を含む)



※旧制度では、特定原材料の「乳」を含む旨の記載は、「乳を含む」となっていたが、新制度から「乳成分を含む」と記載することとなりました。

加工食品の栄養成分表示が義務化されます!

- 容器包装に入れられた加工食品には、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5成分が表示されるようになります。
 - ※以下のものには、栄養成分表示の省略が認められています。
 - ①表示可能面積が小さいもの(表示可能面積30cm²以下のもの)
 - ②酒類
 - ③栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
 - ④極めて短期間で原材料が変更されるもの
 - ⑤小規模事業者が販売するもの



栄養成分表示 1袋当たり	
熱量	●●kcal
たんぱく質	▲▲g
脂質	◆◆g
炭水化物	■■g
食塩相当量	★★g

- ナトリウムの量は、消費者にとって分かりやすい「食塩相当量」で表示されます(ナトリウム塩を添加していない食品にのみ、ナトリウムの量を併記することができます)。
- 栄養成分表示を活用して、健康的な食事の摂取に役立てましょう。

新たな機能性表示制度が創設されました!

- 特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)という食品の機能性を表示することができる「機能性表示食品」の制度ができました。機能性表示食品は、消費者庁長官に届け出た安全性や機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において表示を行うものです。特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。
- 機能性表示食品の安全性及び機能性に関する科学的根拠は、消費者庁のウェブサイト等に公開されます。
- 機能性表示食品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではなく、また、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。
- ※健康づくりのためには、十分な睡眠と運動に加え、バランスのよい食事が基本です。機能性表示食品に頼るだけでなく、自身の食生活を見直すことが大切です。

食品表示法についてのお問い合わせ

品質事項(名称、原材料、原産地、内容量等)に関するお問い合わせ

(酒類を除く食品全般)

名称	住所	電話番号
企画県民部消費生活安全課	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1	055-223-1638
中北農務事務所 地域農政課	〒407-0024 山梨県韮崎市本町4-2-4	0551-23-3098
峡東農務事務所 地域農政課	〒404-8601 山梨県甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2829
峡南農務事務所 地域農政課	〒409-3606 山梨県西八代郡市川三郷町高田111-1	055-240-4113
富士・東部農務事務所 地域農政課	〒402-0054 山梨県都留市田原3-3-3	0554-45-7830

衛生及び保健事項に関するお問い合わせ

(酒類を含む食品全般)

名称	住所	電話番号
福祉保健部衛生業務課	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1	055-223-1476
中北保健所 衛生課	〒400-8543 山梨県甲府市太田町9-1	055-237-1382
中北保健所 峡北支所 衛生課	〒407-0024 山梨県韮崎市本町4-2-4	0551-23-3071
峡東保健所 衛生課	〒405-0003 山梨県山梨市下井尻126-1	0553-20-2751
峡南保健所 衛生課	〒407-0024 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢771-2	0556-22-8151
富士・東部保健所 衛生課	〒407-0024 山梨県富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9033